

「草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業」業務委託に関する公募型プロ

ポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 「草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業」業務

(2) 業務内容

別紙「草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 委託料上限額

14, 155, 235円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

（内訳）1年目上限額（令和9年4月～令和10年3月） 4,649,719円

2年目上限額（令和10年4月～令和11年3月） 4,752,758円

3年目上限額（令和11年4月～令和12年3月） 4,752,758円

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年9月11日（金） ～令和8年10月13日（火）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和8年9月11日（金） ～令和8年9月25日（金） 午後4時45分	質問書（様式第1号） 【電子メールまたは直接持参】
質問書回答	令和8年10月2日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和8年10月13日（火） 午後4時45分	参加意思表明書（様式第2号）【直接持参または郵送（必着）】
参加資格審査の結果通知	令和8年10月23日（金）	電子メールで連絡する。
企画提案書等提出期限	令和8年11月4日（水） 午後4時45分	企画提案書（任意様式） 【直接持参または郵送（必着）】

プレゼンテーション の実施	令和8年11月18日（水）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和8年12月上旬	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和8年12月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 法人格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑤ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑥ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
- ⑦ 草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年草津市告示第185号）に基づき登録されている者であること。ただし、本業務については業務の特殊性を鑑み、登録業者以外の者も参加できるものとする。
- ⑧ 本業務を遂行するために必要とする業務経験を有し、こどもに対する相談支援に精通した者を本業務に従事させることができること。
- ⑨ 滋賀県内において、過去10年以内にこどもを対象とした居場所運営の実績がある事業者。

- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールまたは直接持参にて提出すること。
電子メールの場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。
電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年9月25日（金） 午後4時45分まで（必着）

(3) 提出先

草津市市役所 こども若者部 こども家庭若者課 こども家庭係
電話番号 077-561-2364
E-Mail kodomo@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年10月2日（金）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。
質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類、提出期限および提出先

提出書類等	提出期日等
①参加意思表明書（様式第2号） 1部 ②事業者概要（様式第3号） 1部 ③履歴事項全部証明書の写し 1部 ④完納証明書の写し 各1部 ア 支店、営業所等が草津市に存在する場合には草津市税分（草津市発行） イ 法人税、消費税および地方消費税分（税務署発行） ※アは直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。 ※すべて滞納がないことが確認できるものであること。 ⑤過去2年分の財務諸表の写し 1部	提出期限 令和8年10月13日（火）午後4時45分まで 提出先 草津市役所 こども若者部 こども家庭若者課（さわやか保健センター2階） 提出時、こども家庭若者課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。
⑥企画提案書（様式第4号） 8部 企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。 ア 企画提案書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。 イ 企画提案書は、概ね20枚以内（表紙除く）で簡潔に記載	提出期限 令和8年11月4日（水）午後4時45分まで 提出先

すること。なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。 ウ 企画提案書の表紙には、タイトル「草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業」、提出年月日、会社名を記載すること。なお、企画提案書に必ず記載すべき項目は、次のとおりとする。 ・業務の実施方針 ・仕様書の業務内容および実施体制に掲げる各事項 ・年間の実施スケジュール また、仕様書に記載されている業務以外で、こどもに関する支援等の独自の提案があれば併せて記載すること。 ⑦事業者概要（様式第3号） 8部 上記②と同様のもの。 ⑧事業者の概要が分かるパンフレット等 8部 ⑨見積書（様式第4号または任意様式） 1部 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。 ア 業務にかかる見積金額を、消費税および地方消費税を含んだ額で記載すること。（消費税率は10%とすること。） イ 仕様書の実施場所毎に、単価・人員等積算の内訳が分かるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。また、令和9～11年度の合計と各年度の内訳を記載すること。 ウ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、企画提案書等とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること。（封じ目すべてに押印すること。）	草津市役所 総務部 契約検査課（市役所7階） 提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。
--	--

(2) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

8 参加資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和8年10月23日（金）に、全ての参加事業者に電子メールで通知する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

9 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員で構成する「草津市ひとり親家庭等のこどもの居

場所づくり事業」業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和8年11月18日（水）

当日の詳細な日程等は、参加事業者に参加資格結果通知時に電子メールで通知する。

プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所 行政委員会室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、30分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は2名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

①事業者概要	10／100
②企画提案内容	50／100
③実施体制	20／100
④見積価格	20／100

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年12月上旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（4）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

11 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 可
各年度の費用の支払いは以下のとおりとする。なお、市は請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。

年度	請求時期	支払額
令和9年度～令和11年度	5月	委託料の5割相当額
	10月	委託料の5割相当額

- (7) 分割払 不可
- (8) 契約保証金 免除

12 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することに

なった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がある恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

14 問い合わせ先

草津市 こども若者部 こども家庭若者課 担当者：宇野

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（さわやか保健センター2階）

電話：077-561-2364 ファクス：077-561-6780

メールアドレス：kodomo@city.kusatsu.lg.jp